秋穂町広報

秋穂町役場発行
山口県吉敷郡
秋穂町（電話4番）
編集人 片岡 薫
印刷所 国次印刷所

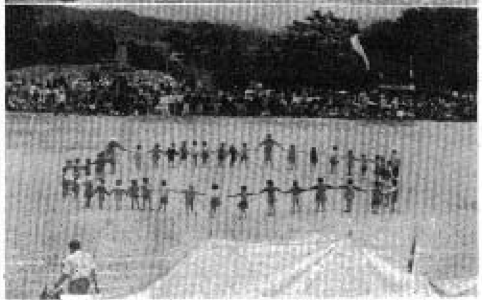

写真説明
上 優勝旗授与
中 出場部落の整列
下 保育園の遊ぎ

秋穂町民体育大会終る

町民の体位向上と相互の親睦を図るため5月15日の国民体育デーの佳き日に当り、町設グランドに於て挙われ、終日町民各位の真摯なる奮闘により、終日賑い盛大裡に終了致しました。

其の結果は下表の通りであります。

採点表 区名＼種目	男子 タイヤリレー	男子 八〇〇米リレー	男子 土嚢リレー	男子 百足競走	男子 大リレー年令別	男子 得点	男子 順位	女子 タイヤリレー	女子 四〇〇米リレー	女子 二人三脚リレー	女子 百足競走	女子 大リレー年令別	女子 得点	女子 順位	総合 得点	総合 順位
大河内	2	5	1	5	2	15	6	0	1	5	1	2	9	16	24	13
一区	2	5	4	1	4	16	⑤	2	4	1	1	3	11	13	27	9
二区	1	3	2	1	1	8	15	3	3	1	5	3	15	8	23	14
三区	5	5	3	5	2	20	①	4	5	3	5	1	18	③	38	②
四区	1	4	2	2	3	12	12	2	5	4	4	4	19	②	31	6
青江	1	1	1	5	3	11	13	3	3	1	4	3	14	10	25	12
花中	4	4	1	1	5	15	7	2	2	5	1	2	12	11	27	8
浦東	3	4	5	3	5	20	②	5	4	4	2	5	20	①	40	①
祇園町	3	2	3	1	2	11	14	1	1	3	4	1	10	14	21	15
下村	5	3	3	4	4	19	④	3	5	2	2	5	17	⑤	36	④
中野	4	1	4	2	1	12	11	5	1	1	3	4	14	9	26	11
東天田	2	3	5	4	1	15	9	1	2	2	3	4	12	12	27	10
西天田	1	1	2	2	1	7	16	1	3	3	1	2	10	15	17	16
宮之旦	4	2	5	3	5	19	③	4	1	2	5	5	17	④	36	③
黒潟北	5	1	1	4	4	15	7	5	4	4	2	1	16	6	31	⑤
黒潟南	3	2	4	3	3	15	10	4	2	5	3	1	15	7	30	7

各組 一等五点 二等四点 三等三点 四等二点 五等一点 六等一点

山口県英霊顕彰会募金

明治維新以来国を挙げての数度の戦いに、身をもって世界平和の確立と祖国の安泰と民族のゆう久とを祈念しつつ遂に大陸に大洋に散華せられた戦没者は、県下に四万余柱の多きに達しております。然るにこれら殉国のみたまのうち、大平洋戦争による分骨が約五千柱と沿岸漂着の約百柱の遺骨は今なお旧陸軍墓地や寺院に仮安置のまま奉安されている現状はまことに黙視得ないものがあります。茲に山口県英霊顕彰会を設立し県民挙つて納骨堂及英霊顕彰碑を建立し併せて護国神社の修復と旧陸軍墓地の整備を図り戦没者のみたまに対して百六十万県民の感謝と赤誠を捧げ以つて永遠に英霊顕彰の実を挙げるものとするものであります。

ついては本町の各位一人残らずこの大事業を完遂致し度くここにお願い致し、格段の御協力をお願い申上げます。

秋穂町長 藤生壮郎

一、建設整備計画
㈠納骨堂顕彰碑の建設費 一、〇〇〇万円
㈡護国神社補修費 三〇〇万円
㈢陸軍墓地整備費 六〇万円
㈣事務費 一〇〇万円
㈤予備費 四〇万円
合計 一、五〇〇万円

二、財源
㈠県費補助
㈡市町村補助
㈢一般寄附金

お知らせ

一、山口県消防協会総裁 山口県知事表彰
秋穂町消防団

一、山口県知事表彰
功労彰 福江広登

一、山口県消防協会表彰
感謝状 田中規正

去る四月二十七日山口市で行なわれました第九回山口県消防大会で秋穂町消防団は別掲の通り山口県消防協会総裁より表彰されました。

またこの大会で前記の方が表彰されました。

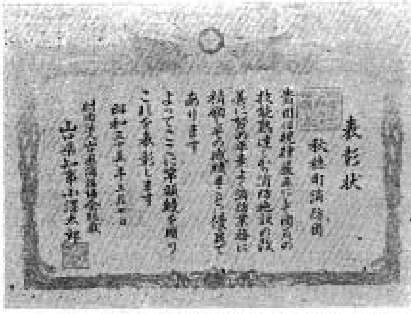

地方選挙について

任期満了に伴う本町の議会議員及び農業委員会委員一般選挙を執行することになりました。

これ等の選挙は、地方選挙でも最も皆様の生活に身近かなものでありますので農繁期ではありますが、選挙の重要性を御認識下さいまして立派な選挙が行われますことを祈つて止みません。

町選挙管理委員会で大体決定致しました事項についての概要を皆様にお知らせ致します。

秋穂町議会議員
一般選挙執行予定

選挙期日の告示日
七月一日

選挙日時（投票日）
七月八日午前七時から
午後六時まで

開票日時
七月八日午後七時三十分から

この選挙（町議）を執行するために、次のように補充選挙人名簿を調整致しますので基本選挙人名簿に登載されていない人で選挙権のある人及び新有権者（昭和十五年六月二十六日以前に生まれた者で秋穂町に三月二十六日以来引続き居住している者）は是非これの登録申請書を申請期間内に御提出を願います。

なお詳しい事に付いては町選管事務局にその節お問合せ下さい。

補充選挙人名簿について
調整現在日六月二十五日
申請期間六月二十六日から六月二十九日まで
調整期限 六月三十日
縦覧及異議申立期間
七月一日から七月三日まで
異議申立決定期限
七月五日
確定期日 七月六日

農業委員会委員一般選挙は、七月十五日が選挙日、これは県選挙管理委員会より全国的に統一（同日）して選挙を行うよう自治庁からの通達があつたと知らせて来ておりますので念の為お知らせ致します。

この農業委員会委員の選挙の執行についての詳しいことは近く県でこれの打合せ会があり、そこで細かい事柄が決定されることになつておりますので、現在解つて居ります選挙の日（投票日）のみを取敢えずお知らせ申し上げます。

有権者の皆様は農繁期中の選挙で誠に御迷惑と存じますが選挙は法に規定されたものであり、我々の生活に結び付いた大切な事でありますので事情を御了解下さいまして、よりよい選挙が行われますよう一段の御協力をお願い申し上げまして、選挙執行の概要お知らせと致します。

秋穂町選挙管理委員会

昭和三十五年度 新区長さんが決りました

この度びみなさんの区長さんが決りました。区長さんは皆さんの代表で町と区との事務に対して昼夜の別なく第一線で働いて居られます。即ち奉仕です。

本町には三十二名の方が居られ左に発表致します。

区名	区長
大河内北	松崎 喜平
〃 南	森王 良兵
天神町	松崎 善人
浜中	浜中 九郎
北条	松沢 芳彦
井南	三好 貞市
浜内	竹重 隆雄
小浜	村光 栄助
赤崎	吉永 吉良
日地	松宮伊之助
金山嶺	井方 勝
西青江	安光 利一
先青江	中村 卿雨
中道	原田 定市
花香南	磯部 猜一
花香北	平田 維三
中津江	西村 利治
鯛戸	菅野 秀夫
加茂町	市嶋 幸一
海岸通	三浦孝蔵助
東本町	原田信之助
上本町	江村 秀一
本町	日比 末
祇園町	松村 正博
下村	三井 芳夫
中野	原田 圭一
東天田	福江 衛敏
西天田	堀江 文美
宮之旦	松本 義雄
黒潟北	徳永 義夫
黒潟南	田中 蓮雄

老令 障害 母子 福祉年金をうけられる方へお知らせ

あなたの「福祉年金所得状況届」を提出される時期がまいりました。この届書は本年五月から来年四月までの一年分の年金がもらえなくなりますので、次のことに注意してはやめにもれなく必ず提出して下さい、

記

一、受付場所
町役場住民課（大海支所では受付を致しません）

二、**国民年金証書及印鑑持参のこと**

三、**受付日程**
六月一日より六月七日まで
大河内南・大河内北・天神町
浜中・北条・中条・井南・浜内
六月八日より六月十四日まで
小浜・赤崎・日地・金山嶺
西青江・先青江・中道
六月十五日より六月二十一日まで
花香南・花香北・中津江
鯛戸・加茂・海岸通・東本町・上本町・本町
六月二十二日より六月三十日まで
祇園町・下村・中野・東天田・西天田・宮之旦・黒潟北・黒潟南

四、**受付時間**
午前九時より午後四時まで
（土曜日は午前十一時三十分まで）

日雇失業保険の認定は小郡町公館で

日雇失業保険認定受給の方の交通費負担を軽くするため秋穂町のお方で日雇失業保険の認定を受けられる方は**六月一日から小郡町公館まで当所より出張して行います。**（下の図表参照下さい。）但し待期期間後三回目まで公館で認定し四回目の認定は安定所まで出頭して四日分の保険金を受取つて下さい。

認定時刻は午前九時三十分より十時まで

（山口職業安定所）

告知板

福祉年金未請求者の方へ

昭和三十四年度において昭和三十三年度分の所得制限のため請求されなかつた方で、昭和三十四年度分の所得が十三万円以下になつたことにより受給出来るようになつた方は**六月一日から六月三十日までに町役場住民課にお申出下さい。**

日赤募金

日赤募金については皆様には例年一方ならぬ、御協力を賜り厚く御礼申します。

扨て本年度も去る五月一日に部落割当を実施致し区長さんにお願い申上げて居りますので出費多端の折柄御迷惑とは存じますが何分共の御協力をお願い申します。

住民課

昭和35年度高度集約 牧野造成事業進む

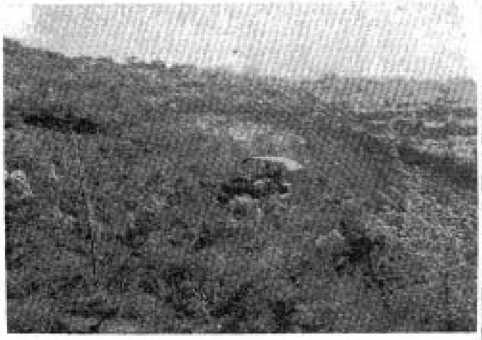

写真は礒地地区のブルの活躍

日本の農業は曲角に来ているといわれていますが、畜産はたしかに従来の日本農業にとつて未知な分野を示しその開発の可能性であることを示唆しているので今後の日本農業の発展に畜産が大きく貢献することは間違いないといわれています

そこで本町に於ても昨年度は下村共有の赤石山に牧野造成事業の完成を見、本年度は礒地地区六、六ヘクタール、長尾地区五、一ヘクタール、中道地区一、三ヘクタール合計一三ヘクタールが四月七日より県のブルトーダによつて開畑事業が進められます。

これが、完成により本町の自給飼料体制も確立し将来はこの牧野に於て、みかんが増植され、秋穂みかんとしての誕生も間近いことでしよう。

交通事故を防ぎましよう

交通地獄という言葉がピッタリするほど最近の交通事情は悪くなる一方です昨年中にどの位交通事故が起つているかと申しますと、

一、山口県内では

事故の数　四、一九一件
死亡者　二一〇人
負傷者　三、六二六人
物の損害額　九〇、四六七、〇〇〇円

二、秋穂町では

事故の数　一二件
死亡者　一人
負傷者　一一人
物の損害額　五九、〇〇〇円

となつております。

交通事故は一歩家を出れば誰でもが直面する切実な問題で、もはや「他人ごと」ではなくなつて来ているのです。

このように交通事故が多くなつてきた原因は車の増加、道路の狭いことなどがあげられますが警察でも事故を防ぐためにいろいろと研究や努力を続け、また交通法規を今日の実情に合つたものに改める準備をすすめるなどしています。

しかし何といつても交通事故を防ぐためにはお互いに交通法規を良く知つて守ることが何より大切ですがそれとともにお互いがゆずり合いの気持をもつこと、急がないことも大切です。

まず道路を歩く時の注意としては人は右、車は左の対面交通を良く守つて右側を歩くこと、車のすぐ前や後を横切らないこと、道路を横断する時は左右の安全を確かめてまつすぐに歩くことです。

また道路では遊ばないこと、幼児を一人歩きさせないことなどが大切です。

次に自転車に乗る時の注意としては交通のひん繁な場所で二人以上相乗りしないこと、夜は無灯火で乗らないこと、横に並ばず左側を一列で進むこと。手放し運転しないこと。酒に酔つぱらつて乗らないことなどです。

次に自動車や原動機付自転車を運転する時の注意としては無免許、無許可運転スピード違反、酔つぱらい運転、踏切りの停車違反などは絶対にしないよう、またさせないよう注意しましよう。

また道路は車や人の通る公共の場所ですから個人が自由に使うことは禁じられています。道路に店の商品を置いたり、車を駐車することはお互いにつつしみ道路を広く使いましよう。

交通事故はほんのちよつとした注意で防ぐことができるものです。

秋穂警部補派出所

時効になります手続を早く

(イ)旧軍人の普通恩給
(ロ)一時恩給
(ハ)公務扶助料
―は七月末日で

終戦と同時に停止されていた恩給法が昭和二十八年に復活されました。その後殆んどの方は請求手続をすまされている筈ですがまだすまされていない方は七月三十一日までに請求されないと時効になりますから至急手続されるようお知らせします。

(ハ)の場合

①該当遺族

昭和二十七年四月前に死亡した軍人又は恩給法上の軍属で、昭和二十七年四月一日遺族年金又は弔慰金の受給権を有しているもの

②公務扶助料請求書の提出を要するケース

▲援護法（遺族年金、弔慰金）裁定後提出するよう指示されている場合

▲現に遺族年金、弔慰金を請求中の場合

▲遺族年金、弔慰金の請求を却下され、これを不服として不服申立を提出中の場合

▲昭和二十八年に請求権のあつた人が、その後死亡している時はその遺族が代理により請求される場合

尚詳細について不明な点は町役場住民課へ問合せ下さい。

特別小口保証融資の申込は毎月十五日まで

資金の融通を円滑にして中小企業の振興育成を図り商工産業の振興に期するため実施して参りました。

本町の特別小口保証融資制度については現在までに保証実績六八件六六〇万円の多額に昇り僅かながらも商工業者の資金難の円滑化を図つて参りましたが、この度び本融資の取扱方針を左記の通り定めて新年度からの申込みを処理することになりましたので資金を必要とする場合は期日までに必ず申込書を提出されるようにお願いします。

尚期日後の受付については翌月審査となりますのであらかじめ御了承下さい。

記

一、申込期限

毎月十五日〆切（当日が休日の場合はその前日）として審査の上十日以内に決定通知を申込者宛通知する。

一、申込の場所

町役場産業課商工係

一、保証融資の概要

(イ)貸付保証限度額は二十万円以内

(ロ)保証期間は二十ケ月以内

(ハ)借入申込は引続き一年以上町内に住所を有して小企業を営み計画が妥当であつて貸付金の返済に対する能力のあるもの

(ニ)融資の対象となるものは審査委員会の認める商工業を営むもの等の条件もありますが本融資個人申込について不詳の点は町役場産業課商工係に御問合せ下さい。

◇　◇　◇

農繁期の食事

五月、六月は農家では一番忙がしい時ですが働くことのはげしい農繁期には特に毎日の食べ物に気をつけて家中元気に過したいものです。長い時間はげしい働きをするために、自然御飯を沢山食べることになりますが、白米はビタミンB1を失つたお米ですから疲れを防ぐためにはビタミンB1をもつている七分づきや麦めしを食べましよう。

そしてすりへらされる筋肉のおぎないをつけるためには蛋白質や脂肪分のあるものを食べることが大切ですそれにはお魚や肉類卵などまた手近かに得られる大豆製種油などを沢山使いましよう。

それから汗を沢山出しますから塩気のあるものを充分に食べることも大切です。また骨ごと食べられる小魚やワカメ、コンブ等の海藻を疲れのひどい時にはつとめて食べることです

それとともにビタミンCの多い大根おろし新鮮な野菜夏みかん等季節の果物も忘れずに食べましよう。これらのことが毎日の食事の注意ですが忙しい農繁期に毎日毎度手をかけて料理することは実際にはむづかしいことですから、つくりおきのできる栄養のあるものを二、三こしらえておいて味噌汁や漬物のほかにかわるがわるとり合わせて使うように工夫しましよう。

赤ちゃんの日光浴

最近お母様が育児に対して大変熱心になられたことはよろこばしいことです。

しかしあまりの熱心さがかえつてまちがつた育児にならないよう、育児相談を利用するなどして慎重にすすめていただきたいものです。その例を日光浴にとつてみましよう。あるお母さんが頬が真赤に日やけしている赤ちやんを連れていました。聞いてみると「お隣りの奥さんが日光浴をさせなさいと言われたから毎日おんぶして日にあてていました。それで日にやけ……」ということです。これでは赤ちやんは大迷惑です。

それではどのようにするかと申しますと生れて一ケ月すぎると日光浴をはじめます。時間は大体午前十時から午後二時ぐらいの間が適当ですがただ夏の日は強いので十時頃までに行うようにします。場所はむりに戸外でなくても風の当らぬ日のさし込む場所なら縁側でも、室内でも結構です。ただしガラスごしでは紫外線が、ガラスに吸収されてしまいますから窓は必ずあけることです。最初は手や足首から先を三分間からはじめ、三~四日続けたら膝や肘から先を同じく三分間三~四日したら次は腹まで次は胸までとだんだん広げて行きます。最後は丸裸にして背中も三分間あとは体の前と後を合せて三十分になるまでだんだん時間をのばします。この際頭や顔に直接日が当らないように何か頭の方に立てて日よけにします。這つたり坐つたりする赤ちやんにはツバの広い帽子をかぶせましよう

環境衛生 大掃除を実施しましよう 蚊とハエのいない町へ

一雨如に暖かさとともに我々を悩す「蚊とハエ」が活動する季節になりました

蚊とハエのいない運動、これは五~六年前から全国的に始められ仲々至難な問題で一部分の部落では成果をあげて居るところもありますが、これもお互の一寸した注意で撲滅する事も不可能ではないと思います。

これには全員が統制ある行動をする意外に道はありません。戦争中私は支那へ転戦中このハエの多いのに悩まされ「マラリヤ」の病気にかかり死を賭した者も居り、世界一の蚊とハエの国と言つて居りましたが、戦後の中国は見違える様な環境衛生の行き届いた文化国家となり、政治の良さが計り知れます。

お互に出来るだけ注意して夏季時節清潔な環境の中で過す事に努力する事に努めましよう。これには暖いよく晴れた日を選んで家の内外の大掃除をし、特に下水溝や便所のくみとり口の近くの土や床下等には冬越した「ハエ」がこれから活動しようと待ち受けていますので薬剤をまいたりして完全に退治しておきましようこの際部落や地域全体が協力してこそよい成果があがるので皆んなで実行していただきたいものです。

篤志の寄附

この度び金山樋山崎和作氏国民健康保険運営委員手当一金壱千弐百円を本町社会福祉協議会へ御寄贈下さいました。

心配事の相談を承ります

町では心配事の相談を承るため心配事相談所を開設致しました

之は次のような機関の方々に来て頂いて皆様の心配事を承りなやみを解消して貰う事を目的に出来て居りますので、精々御利用下さい。

尚この第一回を去る五月二十日開きました処多数の御利用者がありました。

第二回以後は毎月開所する予定（但し六月・十月・十一月は出来ません）にして居ります。

開所当日御相談を御受け願う先生方は

山口家庭裁判所
山口法務局
中央児童相談所
山口職業安定所
中部福祉事務所

各機関の先生方であります

こどもの日の週間 5月5日「子供の日」

「音をたててよろこび躍る五月鯉」

とか、昔から全国的にこの日をお祝いして居ります。

児童憲章には児童はすこやかに育つための保護を受ける権利家庭的な理解と愛情で育てられる権利、教育をうけ遊びの機会をもつ権利等がある。

これは児童憲章のあらましですところでこのようにすべてにうたわれているように、教育を受け、父母に、そしてその家庭で、社会で、家庭的な愛情によつて満たされているでしようか。

ある子供は貧困に、またある子供は家庭の不和により愛情と権利をおかされ、またマヤクなどによる刺激によつて心身ともに危険にさらされています。こうしたことから青少年の非行、犯罪は激増の方向をたどつています。

この家庭的な理解と愛情を我々社会人は考え将来への希望を持たせ心身共にすこやかに育てて行かねばなりません。我々は自分の家庭を振りかえり、さらに地域の現実を反省し子供をすこやかに育てるよう努力したいものです。